

## 北広島市教育委員会交際費の支出の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育行政の執行に資する目的により外部の個人又は団体との交際に要する費用(以下「交際費」という。)を適正かつ公正に支出するための支出の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる金額の範囲内において、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出範囲)

第3条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対して支出するものとする。

- (1) 教育行政の運営に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 教育行政の進展に功績があったと認められるもの
- (3) その他教育長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第4条 交際費の支出区分は、その支出の内容に応じて、次に掲げるとおり分類するものとする。

- (1) 祝儀等 祝賀会、懇親会等へのお祝い、祝酒、寸志等に係る経費
- (2) 会費 会議、総会、式典、懇親会等の出席に係る経費
- (3) 弔意等 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (4) 見舞い 病気、負傷等への見舞いに係る経費
- (5) その他 前各号の分類に属さないものであって、教育長が特に必要があると認める経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する交際費の支出区分に応じた支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

教育委員会交際費支出基準

1 祝儀等

対象行事	限度額
(1) 地鎮祭又は起工式 (2) 発表会又は大会 (3) 式典又は祝賀会 (4) 懇談会又は懇親会	10,000 円
その他教育長が必要と認めた行事	10,000 円

2 会費 会議、総会、式典、懇親会等の会費相当額とする。

3 弔意等

対象者			香典等 限度額	供 花 等	弔 電
教育委員	現職	本人	30,000 円	○	○
		配偶者又は直系尊属(1 親等以内に限り。以下同じ。)	10,000 円	○	○
	前元職	本人	10,000 円	○	○
学校関係	校長又は教頭	本人	10,000 円	○	○
		配偶者又は直系尊属	—	—	○
	教職員	本人	5,000 円	○	○
児童又は生徒		本人	5,000 円	○	○
教育委員会関係団体役員等		本人	10,000 円	—	○
教育委員会の所管に属する各機関の委員等		本人	5,000 円	—	○
その他		他の市町村の対応等を考慮の上、均衡を失しない範囲において、その都度、教育長が判断する。			

4 見舞い 弔意等の対象者(児童若しくは生徒、配偶者又は直系尊属を除く。)である者が 2 週間以上の療養を必要とする場合に、10,000 円を限度として支出する。

5 その他 教育長が必要と認める額とする。

備考

- 祝儀等における対象行事が会費制である場合においては、当該祝儀等は支出しないものとする。
- 祝儀等を贈呈する場合にあっては、祝酒に代えて他の飲料を贈呈することができる。

- 3 この表の弔意等において「○」の記載のあるものは、弔意等の対象であることを示す。
- 4 この表の弔意等において「－」の記載のあるものは、弔意等の対象でないことを示す。
- 5 弔意等における供花は、一般的な花輪等とする。
- 6 弔意等を行う場合における記名等の表記については、香典及び供花にあつては「教育委員会」との表記を、弔電にあつては教育委員会教育長名の表記を行うものとする。
- 7 交際費は、交際の内容、期間等を考慮の上、他の交際費の執行者との均衡を失することのないよう配慮して、その支出の額を決定するものとする。